

契約駐車場の来客駐車場への利用について。

目的

本内規は来客駐車場不足と違反駐車を無くす事を目的とします。

祭日前など来客駐車場が不足し違反駐車が無くならないのが現状です。

そこで、日頃空いている契約駐車場を空いている時間だけ管理組合に登録して頂き管理組合管理の下、来客駐車場として利用させて頂きます。

1. 利用方法です。基本的には今までと同じですが、3時間の無料時間は設けません。契約駐車場を来客駐車場として利用する場合は停めた時点から500円の料金が訪問先に発生します。利用には専用の「来客駐車許可証」を提示してください。利用後は指定の投書箱に投函してください。
2. 契約駐車場を来客駐車場として利用できるのは利用者が申し出時点で既存の来客駐車場5台分が満車か満車の可能性がある場合のみとします。
3. 契約駐車場を一時的に来客駐車場として利用させて頂ける方を募集します。募集は1日単位、1週間単位、1ヶ月単位とし指定された書面又はメール及びホームページにて申し込んでください。書面は管理人室に置いてあります。これら取り消しの場合は速やかに管理人又は理事に直接又はメール等にて連絡してください。間に合わなかった場合、一時的に他の場所に停めて頂く場合があります。
4. 上記3に登録して頂いた方には謝礼を差し上げます。謝礼は来客駐車場として実際に利用させて頂いた場合のみ1回につき200円とします。ただし、謝礼の上限は契約して頂いている契約料金の半額までとします。月6,000円の場合は3,000円まで、7,000円の場合は3,500円までとなります。
5. 管理組合は上記収入300円の増収を積立金に組み込むこととします。
6. 管理組合は上記届け出情報を管理人、理事のみの情報とします。これにより来館者が勝手に契約駐車場に停められないようにします。
7. おおよそ10-15分以内の短期駐車の場合、たとえば電気室横に駐車する場合ハザードランプの点灯を義務付けします。ハザードランプを点けていない場合は違反とします。また契約者が勝手に知人等に契約駐車場を貸したりすることは、管理組合が駐車状況を把握できなくなるため、今まで通り禁止とします。また今までと同じく駐車違反は来訪宅より違反金を徴収します。度重なる違反の場合、上記のサービスを違反者宅に限り禁止の措置を執ります。原則として、上記を含む来客駐車場以外は駐車厳禁です。指定駐車場以外の駐車は認められません。
8. 管理組合は利用契約駐車場が特定番号に片寄らないようにパソコン等を使って均一になるように心がけます。
9. 利用者に対して管理組合は利用状況や届け出駐車場時間帯等ホームページやメールにてできるだけ頻繁に情報を与えることとします。個別の情報は秘密扱いとします。